

商品名	第30回懸賞金付定期預金 開運大吉くん (インターネットバンキングを利用される場合)
-----	---

1. ご利用いただける方	(1)個人のお客さま (2)インターネットバンキングの申込みをされている方 (ただし、インターネットによるお申込はパソコンのみのお取扱いとなり、携帯電話によるお申込は出来ません。)
2. お預入期間	1年
3. お預入金額	1口 20万円以上 1,000万円以下(1円単位)
4. 適用利率	(1)固定金利 (2)預入時の店頭表示利率十年 0.05% (2013年1月1日~2037年12月31日までにお受け取りの利息については、復興特別所得税が追加課税され 20.315%の税金がかかります。)
5. 預入方式	(1)スーパー定期、スーパー定期 300 1年もの(自動継続元加式・利払式) (2)お預入は、インターネットバンキング登録口座からの振替のみのお取扱いとなります。 (3)インターネットによるお申込のため、証書の発行はございません。
6. 抽選権	(1)1口20万円につき1本 (2)電子メール等で抽選番号をご連絡します。
7. 懸賞金	(1)当選内容・本数 大吉賞 100,000円 65本、中吉賞 10,000円 130本、小吉賞 1,000円 65,000本(懸賞金には、20.315%課税されます。) (2)懸賞金(20.315%税引き後)は、定期預金満期日以降にお客さまのインターネットバンキング登録口座にお振込いたします。 (3)中途解約した場合、抽選権・当選権ともに失効します。 (4)当選の電子メール等による連絡は行いません。
8. 特別賞	(1)道後湯ったり賞 65本(ペア 65組 130名さま) 当金庫が指定する道後温泉旅館・ホテルのご宿泊券を進呈します。 (2)グルメディナー賞 65本(ペア 65組 130名さま) 道後温泉のホテル食事・入浴券(はなゆづき、道後プリンスホテル)グルメディナー券(ANAクラウンプラザホテル松山、今治国際ホテル、ハーバープラザホテル、リーガロイヤルホテル新居浜の食事券)のいずれかを選択していただきます。 (3)グルメカタログ賞 130本 全国の信用金庫取引先の商品を掲載したカタログ「旬彩カタログ しんきんのつなぐ力~絆コース~(株三越伊勢丹より販売)」を進呈します。 (3)中途解約した場合、抽選権は失効します。 (4)「道後湯ったり賞」「グルメディナー賞」「グルメカタログ賞」は当金庫が指定する期間内での利用とします。

9. 抽選について	<p>(1)重複当選 ひとつの抽選番号で各賞の重複当選はありません。</p> <p>(2)抽選日 2024年9月11日(水)午前10時00分 当金庫本店営業部で公開抽選を行います。</p> <p>(3)当選番号発表 2024年9月12日(木)愛媛新聞朝刊に掲載予定 2024年9月12日(木)ホームページ・店頭に掲示</p>
10. 満期後の取扱い	自動継続によりスーパー定期またはスーパー定期300の1年ものとなり、継続日のスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率を適用します。
11. 中途解約	<p>次の中途解約利率を適用させていただきます。</p> <p>a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%</p>
12. 募集総額	1,300億円(1ユニット20億円×65ユニット) 募集総額は、「インターネットバンキング」と「一般《窓口受付等》」の定期預金を合算した金額です。
13. 取扱期間	2024年1月4日(木)～2024年3月29日(金)
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>(1)苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部お客さま相談室(9時～17時 電話:089-946-1203)までお申し出ください。</p> <p>(2)紛争解決措置 愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記お客様相談室にお申し出ください。また、お客様から、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>